

協同農業普及事業の実施に関する方針

秋 田 県

平成23年3月

目 次

まえがき

頁

第1 協同農業普及事業の運営に関する基本的事項	
1 普及活動体制	2
2 普及指導計画の策定	2
第2 普及指導活動の課題	
1 地域農業の構造改革に向けた取組に関する支援	2
(1) 地域農業の再編と水田農業の構造改革に向けた取組	
ア 低コスト稲作技術体系の確立・普及による産地強化	
イ 実需者ニーズを見据えた新たな米生産の推進	
ウ 実需者から信頼される大豆産地づくり	
エ マーケットに対応した特色ある園芸産地づくり	
オ 実需者・消費者ニーズを反映した畜産物の生産拡大	
(2) 環境保全と食の安全・安心の確保に向けた取組	
ア 環境と調和した農業生産等への取組	
イ 食の安全・安心の確保に向けた取組	
(3) 農村地域の振興に向けた取組	
ア 中山間地域等における生産体制の整備や生産安定化技術の導入	
イ 農業・農村の6次産業化による収益力向上に向けた取組	
ウ 消費者の食料・農業・農村の理解向上に関する取組	
2 担い手の育成・確保に関する支援	4
(1) 地域農業を支える競争力のある経営体の確立	
ア 地域農業を支える多様な組織経営体の育成	
イ 経営感覚に優れた個別経営体の育成	
(2) 多様な役割を發揮する農業者の育成	
ア 新規就農者の育成・確保	
イ 女性農業者等の能力發揮	
ウ 農外からの起業参入支援	
第3 普及指導員の配置に関する事項	
1 農業振興普及課に配置する普及指導員	5
2 農林水産部に配置する普及指導員	6

第4	普及指導員の資質の向上に関する事項	
1	農業振興普及課に配置する普及指導員の研修	6
	(1) 新任・若手普及指導員研修	
	(2) 技術・経営指導高度化研修	
	(3) 留学派遣研修	
	(4) 自己啓発・職場研修	
2	農林水産部に配置する普及指導員の研修	7
3	調査研究・研究会活動等の充実強化	7
4	普及指導員手当	7
5	人事交流の促進	7
第5	普及指導活動の方法に関する事項	
1	農業者の要請に対応した高度な技術の迅速な移転	7
	(1) 農業者の要請への的確な対応	
	(2) 試験研究機関との連携強化	
2	総合的な経営支援の展開	8
	(1) 農業経営に関する指導・支援方法	
	(2) 行政施策及び制度資金等の有効活用による経営改善の促進	
3	農業協同組合等との役割分担と民間専門家の活用	8
	(1) 農協営農指導事業との連携強化と支援	
	(2) 民間専門家等の活用	
	(3) 普及指導協力委員の活用	
4	効果的・効率的な普及活動の実施及び評価	9
	(1) 普及指導計画の作成と活動記録の保存	
	(2) 普及指導活動の進行管理	
	(3) 普及指導活動実績の取りまとめと次年度計画	
5	新規就農者等への研修・支援の実施	9
	(1) 新規就農者等の育成・確保の考え方	
	(2) 多様な就農ルートに応じた研修制度等の充実	
	(3) 新規就農者への立ち上げ支援	
	(4) 学校教育との連携	
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	
1	普及指導活動と関係機関等との連携	10
2	都道府県間の連携	10

協同農業普及事業の実施に関する方針

秋 田 県

まえがき

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（以下「法」という。）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものであり、昭和23年の発足以来、様々な農政課題に対応して実施され、本県農業の発展に大きな役割を果たしてきたところである。

近年、農業・農村を取り巻く環境は著しく変化しており、国では平成22年3月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料の安定供給の確保や農業の持続的な発展、農村の振興等に向けた各種施策を展開していくこととしている。

秋田県では、平成22年3月に策定した「ふるさと秋田元気創造プラン」を基本に、平成23年2月に策定した「ふるさと秋田農林水産ビジョン」により、「農業が魅力的な地域産業として発展し、秋田が元気になること」を目指した各種施策を進めているところであり、普及事業においてもその実現に向け、農業者の高度かつ多様なニーズや地域農業における課題に的確に対応した活動を展開する必要がある。

この「協同農業普及事業の実施に関する方針」は、「法」により国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」を基本とし、秋田県の普及事業の推進方向を示す次の6つの事項を定めるものである。

- 第1 協同農業普及事業の運営に関する基本的事項
- 第2 普及指導活動の課題
- 第3 普及指導員の配置に関する事項
- 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項
- 第5 普及指導活動の方法に関する事項
- 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

第1 協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

1 普及活動体制

秋田県は、国及び県の農業施策方向に沿った普及活動を展開するとともに、高度で多様化する農業者の要請に応えることができる普及活動体制を構築するため、「法」第12条第1項に規定する普及指導センターとして、地域振興局農林部農業振興普及課（以下「農業振興普及課」という。）を県内8か所に設置する。また、本庁農林水産部（以下「農林水産部」という。）内に各課を横断した「普及推進グループ」を設置する。

農業振興普及課の班体制は、競争力のある経営体の育成・確保を念頭におきながら、普及活動全体の進行管理と産地育成等を行う「産地・技術普及班」、新規就農者の育成・確保及び女性農業者等の育成並びに農村起業活動の支援等を行う「就農・起業支援班」、果樹に関する支援等を行う「果樹産地支援班（鹿角農業振興普及課のみ）」とする。

農業振興普及課及び農林水産部に配置された普及指導員は、スペシャリスト機能（高度な技術の普及指導を行う機能）とコーディネート機能（地域農業について多様な者との連携の下、将来展望の共有、課題の明確化、課題に対する対応方策の策定・実施等を支援する機能）の両機能を併せて発揮し、技術を核として、地域農業の生産面、流通面における革新を総合的に支援する役割を果たすものとする。

2 普及指導計画の策定

農業振興普及課は、本県農業の現状及び農政推進上の課題に即して、普及指導の対象者及び関係機関との合意形成を図りつつ、普及指導計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施するものとする。

また、その成果について客観的な評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動の改善に努めるものとする。

第2 普及指導活動の課題

1 地域農業の構造改革に向けた取組に関する支援

(1) 地域農業の再編と水田農業の構造改革に向けた取組

ア 低コスト稲作技術体系の確立・普及による産地強化

生産性や収益性の向上を図るため、低コスト・省力型稲作技術体系を確立する。特に、直播栽培については、農業法人等の生産組織に積極的に働きかけ、メリットを最大限に生かした取組を支援する。

また、新規需要米は、今後大幅な増加が見込まれ自給率向上に寄与することが期待されていることから、農業法人等の経営体が大規模に取り組む際の低コスト生産技術の導入を積極的に支援し、産地強化を図る。

イ 実需者ニーズを見据えた新たな米生産の推進

家庭用から業務用・加工用に至るまで、味や好みに応えられるバランスのとれ

た品種構成を図りながら、生産者とともに品質・食味・安全を基本とした、売り切る米づくりを推進し、秋田米の市場流通シェアの向上に向けた取組を強化する。

特に、地域に応じた防除体系の確立による、環境に配慮した「あきたe c o らいす」の普及拡大を早急に図る。

また、品種構成では「あきたこまち」に偏重した作付を是正し、新品種「ゆめおぼこ」等の生産拡大に向けた濃密指導を展開する。

ウ 実需者から信頼される大豆産地づくり

高位安定生産の課題である湿害・雑草害・地力の低下を回避するため、大豆300A技術等の導入により、量と質を備えた安定供給を図るとともに、品質や加工適性等の情報を積極的に発信することで、信頼される産地確立に向けた取組を支援する。

また、新規需要米等を含めたブロックローテーションの確立及び団地化の推進により地力を維持し、生産性の向上及び低コスト化を図る。

エ マーケットに対応した特色ある園芸産地づくり

消費者及び実需者ニーズに対応したマーケットインの視点を基軸に、特色ある園芸産地づくりを推進する。

野菜においては、えだまめを県の顔となる野菜と位置づけ、ナショナルブランド化を進めるとともに、関係機関と連携したオール秋田の推進体制を核とした産地形成を支援する。ネギ、アスパラガス等では地域の産地化、作型の拡大による長期安定出荷体制の構築を図る。

果樹においては、本県の気候風土にマッチしたりんご、なし等の県オリジナル品種を中心とした産地化活動を重点的に支援する。

花きにおいては、キク、トルコギキョウ、リンドウ等を重点品目として位置づけ、産地の育成強化を図る。

オ 実需者・消費者ニーズを反映した畜産物の生産拡大

水田を有効活用しながら特色ある畜産物の生産拡大を図るため、肥育牛や比内地鶏への飼料用米給与や繁殖牛における水稻立毛放牧などについて、現地実証展示ほ等を設置し、速やかな普及定着を図る。また、稲ホールクロップサイレージの安定利用による低コスト生産を促進する。

一方、市場評価の高い肉用牛生産を目指した計画交配を推進するとともに、飼養管理指導の徹底による比内地鶏の生産性向上を図る。

(2) 環境保全と食の安全・安心の確保に向けた取組

ア 環境と調和した農業生産等への取組

環境と調和した高品質で安全・安心な農業生産を推進するため、「秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、有機物活用の土づくりを

基本とした化学肥料や化学合成農薬の使用の低減等、生産管理体系の転換に取り組む経営体を育成・支援する。

さらには、持続的農業に積極的に取り組もうとする農業者（エコファーマー）への支援や使用済みプラスチックの適正処理に関する取組を支援する。

イ 食の安全・安心の確保に向けた取組

生産現場におけるリスク管理対策や資材の適正使用等、農業者に対して安全な農産物の生産に関する技術及び知識の普及指導を行い、食の安全・安心の確保に向けた取組を強化する。

特に、消費者・実需者の信頼を確保し、安心して購入される安全な秋田県産農畜産物としての評価を確立するため、秋田県版GAP（農業生産工程管理）の導入や減農薬・減化学肥料による特別栽培農産物認証制度の普及拡大を図る。

また、総合的病害虫・雑草管理及び有機農業等の取組に対する支援を行う。

(3) 農村地域の振興に向けた取組

ア 中山間地域等における生産体制の整備や生産安定化技術の導入

中山間地域等では、農業者の高齢化と担い手不足が顕著で、耕作放棄による農地の荒廃が懸念されている。このため、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地の維持・保全を図るとともに、小規模ほ場にあった生産システム導入による省力・安定生産のための技術・情報等を提供し、継続的な農業生産に向けた支援を行う。

イ 農業・農村の6次産業化による収益力向上に向けた取組

地産地消や地域特性を活かした特産品の開発と育成、消費者ニーズ・実需者ニーズを反映した新作物の導入と定着、それらを活かした加工品の開発、直接販売等による農畜産物や加工品の付加価値の向上等、地域資源をフルに活用した農業・農村の6次産業化による収益力向上に向けた取組を支援する。

ウ 消費者の食料・農業・農村の理解向上に関する取組

農業体験や農家民宿等のグリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流を促進するとともに、生産者と消費者が持続可能な食料・農業・農村のあり方について理解を深めることができるよう、ネットワークの構築・強化や組織体制づくりへの取組を支援する。

2 担い手の育成・確保に関する支援

(1) 地域農業を支える競争力のある経営体の確立

ア 地域農業を支える多様な組織経営体の育成

地域農業の担い手として期待される組織経営体を育成するため、農業法人や集落営農組織、作業受託組織などの農業サービス事業体等、地域の実情に即した多

様な組織経営体の活動を支援する。

特に、集落営農組織については、大半が未だに任意組織であることから、農地の利用権を有し、効率的な経営の発展が可能な法人へ誘導する必要がある。このため、戦略作物の導入による複合化を推進し、収益性の向上を図るとともに、税務や労務管理等の民間専門家の活用をコーディネートしながら、組織それぞれの発展段階に応じた法人化等に向けた取組を支援する。

イ 経営感覚に優れた個別経営体の育成

優れた個別経営体を育成するため、地域農業の担い手となる認定農業者等に対し、市町村及び農協等と連携を図りながら、経営目標の実現に向けた相談活動及び経営診断活動を実施し、経営管理能力の向上に向けた取組を支援する。

(2) 多様な役割を發揮する農業者の育成

ア 新規就農者の育成・確保

次代の農業を担う新規就農者を育成・確保するため、新規学卒就農者、Aターン（秋田県へのUターン、Iターン、Jターン）就農者、新規参入者等、それぞれの就農形態に応じた就農前後の一連の体系的な支援を行い、目標とする農業経営の早期実現を図るとともに、農業経営の発展段階に応じて認定就農者・認定農業者へ誘導し、プロ農業経営体を育成する。

イ 女性農業者等の能力發揮

女性農業者が持てる力を發揮し、生き生きと活躍できる環境をつくるため、地域の多様な資源を活用した起業活動や男女共同参画社会の実現に向けた地域社会の意識啓発や研修の実施等の取組を支援する。また、高齢者の豊富な知識や能力を活かした取組を支援する。

ウ 農外からの新規参入支援

新たに農業に取り組もうとする農外からの新規参入に対しては、作目の選定や栽培技術等の濃密指導を行い、早期に経営が安定するよう支援する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 農業振興普及課に配置する普及指導員

普及指導員に求められる機能が十分に發揮され、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業の抱える課題への的確な対応が図られるよう、農業振興普及課に普及指導員を配置する。

配置に当たっては、普及指導員の計画的な養成及び確保に努めることを基軸に、スペシャリスト機能及びコーディネート機能の十分な發揮等が図られるようにするため、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数及び在任期間等を考慮する。

2 農林水産部に配置する普及指導員

専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法を統括して、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上の支援、試験研究機関との連携等を担う者として、農林水産部に普及指導員を配置する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 農業振興普及課に配置する普及指導員の研修

普及指導員に求められる機能は、高度で先進的な専門化した技術を指導するスペシャリスト機能と地域の農業経営・技術課題の解決のために関係機関と連携して活動するコーディネート機能であり、これまで以上に高度な課題解決型の能力が求められる。

また、技術革新やマーケティング支援、環境保全型や高付加価値型農業の追求、地球温暖化や鳥獣害被害対策など、多様で広範な農業者ニーズに速やかに対応するためには普及指導員の資質向上を図り、課題解決能力を高めることが重要である。

このため、普及指導員の育成と資質向上に必要な研修計画を策定し、専門的な知識・技術を習得するための効率的な研修の実施及び国が開催する研修等への派遣を行う。

(1) 新任・若手普及指導員研修

現地指導力向上による早期の能力強化を図るため、1年目は協同農業普及事業の概要や普及指導活動の方法、新しい農業技術の知識、農政上の課題等に関する県段階の集合研修を行う。2年目は初年度の実務経験を踏まえ、現地の技術課題に沿った試験研究機関での基礎技術習得研修及び国段階新任者研修を実施する。さらに、3年目は勤務地におけるプロジェクト課題研修を体系的に実施するほか、専門技術の高度化を目指した研修を実施する。

この間、農業振興普及課においては、新任普及職員に対し普及計画の立案等、普及方法に関する事項を中心とした柔軟で多様なOJTやOffJTの方法を組み合わせ、先進的な農業者や試験研究機関、民間団体、普及指導員の経験者等と連携した効果的な研修を実施する。

(2) 技術・経営指導高度化研修

国が実施する研修に普及職員を積極的に派遣し、高度な技術の習得はもとより、経営管理、農政課題等に関する指導力の向上を図る。

県段階においては、専門技術に関する課題解決能力の向上と地域における先進的な技術の強化を図るため、試験研究機関等で開発された新技術等に関する研修を実施する。

(3) 留学派遣研修

農業・農村の6次産業化、流通販売の多様化、技術の高度化等に対応するため、国内の市場や大学、試験研究機関等への派遣研修を実施する。

(4) 自己啓発・職場研修

課題解決能力を向上させるため、専門項目等に係わる試験研究機関の成果や各種情報収集にあたるほか、学会や研究会等への参加を通じた自己啓発研修を促す。

また、現地事例等を素材とした幅広い観点からの職場研修を実施する。

2 農林水産部に配置する普及指導員の研修

専門項目に関する技術水準の重点化・高度化に対応できる総合指導力及び普及指導員の活動に関する企画調整力の向上を目的に、国・大学・試験研究機関等が主催する各種研修及び研究会、学会、シンポジウム等への参加や調査研究の実施等を通じて、普及指導員としての能力及び資質の向上を図る。

3 調査研究・研究会活動等の充実強化

普及活動の高度化を図り、農政の推進方向に即応しつつ、農業者ニーズを踏まえた地域農業の振興を推進するには、時代に即応した効率的普及活動を展開しなければならない。そこで、普及指導員は課題解決のために必要な調査研究活動を行い、高度かつ効率的な普及活動を行う。また、調査研究等の取組を普及指導員の資質向上に有効に活用するため、調査研究の共通課題の検討、情報交換のための研究会活動等の充実に努める。

4 普及指導員手当

普及指導員手当については、普及指導員の職務の特殊性を考慮するとともに、意欲のある優秀な人材を確保する観点から、その適正な運用に努める。

5 人事交流の促進

現地課題を解決するために必要な高度な技術力や幅広い知識、行政施策を活用した支援能力等を持ち、強力な指導力を発揮できる普及指導員を育成・確保するため、行政機関及び試験研究機関職員等と普及指導員との人事交流を積極的に行う。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業者の要請に対応した高度な技術の迅速な移転

(1) 農業者の要請への的確な対応

日頃の普及活動や情報ネットワーク等を通して、農業者が求めているニーズを的確に把握するとともに、試験研究機関や大学、民間等が開発した品種、技術、流通、消費動向等の最新情報の収集・整理を行う。さらに、そうした情報を講習会や情報誌、県の「美の国あきたネット」、全国農業改良普及支援協会の「EK-SYSTEM」等を通じて、迅速かつ効率的に提供するよう努める。

(2) 試験研究機関との連携強化

現場ニーズに即応した技術開発や技術の普及を迅速に進めるため、農林水産技術

センター等の試験研究機関との連携強化を図る。特に、試験研究成果や実用化できる技術については、研究機関との連携による現地実証ほや普及展示ほ等を設置し、現地適応性を検証するとともに、成果報告会等によりその普及性や技術内容について農業者等へ迅速に伝達し、地域への定着を図る。

2 総合的な経営支援の展開

(1) 農業経営に関する指導・支援方法

個々の経営体の経営目標を実現するため、カウンセリングやコンサルテーション等により、技術及び経営の両面から経営実態を計数的に把握した上で、経営規模の拡大や複合化・多角化といった経営態様に係わる改善策を提示し、効果的かつ効率的な経営支援を行う。

(2) 行政施策及び制度資金等の有効活用による経営改善の促進

農業者等がめざす経営規模拡大や生産性向上を促進するため、協同農業普及事業の特徴を活かしつつ、課題解決の手段として、農業者戸別所得補償制度を始めとする各種補助事業や農業改良資金、就農支援資金等の制度資金、税制特例等を効果的に活用し、目標とする農業経営・農村生活が実現するよう支援する。

なお、補助金の交付事務等一般の行政事務へ従事することにより本来の普及指導員の普及指導活動に支障が生じることがないように留意する。

3 農業協同組合等との役割分担と民間専門家の活用

(1) 農協営農指導事業との連携強化と支援

地域農業の振興を図るため、普及事業と農協営農指導事業がともに地域課題を共有し、課題解決の優先順位を協議しながら、効率的な活動を展開する。

なお、普及指導活動の重点化を図る中、一般的な技術及び知識の指導等は農業協同組合が担当する等の役割分担を明確化し、適切な連携を確保することにより、農業協同組合の営農指導員と普及指導員が、それぞれの特性を活かした活動を展開するよう努める。

(2) 民間専門家等の活用

農業経営の高度化や法人化に伴って要請が高まると想定される税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、IT化等の各種の高度な専門分野については、地域の実情に即して役割分担を明確化しつつ、税理士、社会保険労務士等の民間専門家や商工会議所等の他産業の指導機関、産学官連携に知見を有する者等の知見を積極的に活用する。

その際、普及指導員は、当該専門家と農業者や地域の関係機関とのコーディネートを含め、取組全体の総括的支援を行う。

(3) 普及指導協力委員の活用

新規就農者等農業を担うべき者の確保や就農定着支援及び農業・農村の6次産業化等による農村生活の活性化を推進し、普及指導活動を効率的かつ効果的に行う観点から、農業経営又は農村生活に関連した識見を有する指導農業士や女性農業士等を普及指導協力委員として積極的に活用し、普及指導員が行う課題解決等に協力を得るものとする。

4 効果的・効率的な普及活動の実施及び評価

普及指導員は、普及指導計画に基づき効率的・効果的な普及活動を実施し、その活動実績を評価する。

(1) 普及指導計画の作成と活動記録の保存

普及指導計画は、地域の農業及び農村の現状並びに将来展望、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況を踏まえ、普及指導活動の対象・課題ごとの活動計画を示すものとして策定する。なお、年度計画に沿った普及活動の展開にあたっては、指導対象を明確にした内容や方法等のほか、関係機関・団体との連携と役割分担が具体的に記載された計画を作成するとともに、活動後は活動記録カード等に活動状況を記録し、回覧ののち保存する。

(2) 普及指導活動の進行管理

年度計画に定めた課題の進捗状況については、普及指導活動中間検討会等で確認しながら、問題点の抽出と活動内容の点検を行う。

(3) 普及指導活動実績の取りまとめと次年度計画

普及課題の達成状況等は適宜評価することとするが、年度末には実績書を作成し、普及指導活動実績検討会において総合的に評価する。

また、関係機関・団体に対しても、その実績・成果等を報告したうえで、必要性、有効性、効率性等の観点を踏まえた地域の意見や課題を把握しながら、次年度の普及指導計画に反映させる。

5 新規就農者等への研修・支援の実施

(1) 新規就農者等の育成・確保の考え方

就農前の啓発から就農後の経営指導までの一連の施策を総合的・体系的に実施し、経営の発展段階に応じた支援を行うことにより農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者へと誘導を行う。

また、農外から農業法人等に就農する者についても、地域農業を担うべき者と位置付けて育成・確保を図る。

(2) 多様な就農ルートに応じた研修制度等の充実

就農者の多様な就農ルートやニーズに対応し、経営開始等に必要な農業技術や経営管理能力の習得を支援し、即戦力となる農業者を育成するための研修教育を実施する。

(3) 新規就農者への立ち上げ支援

経営者としての自立心や技術・経営管理能力を高めるため、農業近代化ゼミナールへの参加を誘導するとともに、マンツーマン指導等によるプロジェクト活動等を支援する。

さらには、各種補助事業の活用や就農支援のための制度資金等の活用により、経営の早期立ち上げを支援する。

(4) 学校教育等との連携

農業・農村への理解の醸成と農業を担う人材の育成の観点から、小・中学校における農業体験学習などの啓発活動を展開する他、農業高校等と連携した就農啓発活動を推進する。

また、行政機関、教育機関、農業団体等が行う農業に関する教育に対し、地域農業に関する情報の提供や相談への対応等に努める。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 普及指導活動と関係機関等との連携

普及指導活動と各種行政施策との連携の下に農業者に対する総合的な支援を行うため、県機関、市町村、農業団体、各種事業推進協議会、農業者、普及指導協力委員等の連携を密にし、普及指導計画の樹立、役割分担、活動成果の評価等、普及指導活動の推進に関する事項について協議する。

2 都道府県間の連携

都道府県間の普及指導員による相互の技術共有及び技術交流に努め、最新の技術情報をはじめとする現場課題に即応した各種情報を活用し、普及指導活動の課題解決に取り組む。